ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。）に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート２）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（低速パート１）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート２）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値	一キロメートル走行当たり〇・〇六八グラム	（新規）
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。）	冷機状態でのＷＭＴＣ（パート１）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（パート２）による測定であつて、冷機状態でのＷＭＴＣ（パート１）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのＷＭＴＣ（パート２）による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値	一キロメートル走行当たり〇・〇六八グラム	（新規）
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪	冷機状態でのＷＭＴＣ（パート１）による測定、暖機状態でのＷＭＴＣ（パート２）による測定及び暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パート３）	一キロメートル走行当たり〇・〇六八グラム	（新規）